

恵庭市長定例記者会見（R6. 3. 18）



お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、第1回定例会が終了しましたので、議会を終えての所感、並びに今後予定する事業などについて発表させていただきます。

今議会におきましては、「令和6年度 一般会計予算」などについて

審議いただきました。その全ての議案についてご承認いただきましたことに、まずもって感謝いたします。

また、一般質問や各常任委員会の中で、市政の各般にわたる課題に関し、ご提言をいただきました。

これら議会からのご指摘を大切にしながら、さまざまな施策の推進を図って参ります。

それでは、本日の発表内容を述べさせていただきます。

初めに、「**恵庭市公式LINEアカウントの公開**」についてであります。

市では、令和3年度に策定した「恵庭市デジタル化推進計画」において、デジタル技術を活用したスマート自治体を目指しておりますが、この実現に向けたデジタル基盤整備の一環として、2月1日より、恵庭市公式LINEアカウントを公開し、LINEを活用した市民サービスを導入いたしました。

ごみに関する情報提供や避難所検索などの機能から運用を開始し、今後は、申請手続きや来庁予約など、随時機能を拡充して参ります。

2点目は、「**書かない窓口の運用開始**」についてであります。

窓口でのサービス向上を目的として、2月14日より窓口支援システムによる「書かない窓口」を開始いたしました。

市民課窓口における30種類の証明書と、所得課税証明書の発行において、職員による本人確認と聴き取りにより、申請書の記入が不要となります。これまでの利用者アンケートでは、約9割の方が満足という結果になっています。今後は、転入及び転居などの手続きについても「書かない窓口」の拡充を目指し、市民サービスの向上を図って参ります。

3点目は、「**コンビニ交付手数料の改定**」についてであります。

コンビニ交付は、マイナンバーカードや電子証明書が搭載されているスマートフォンを利用して、コンビニエンスストア等に備えているキオスク端末から、市が発行する証明書を取得できるサービスです。

現行のコンビニ交付手数料は、住民票の写し及び印鑑登録証明書が300円、所得・課税証明書が400円となっておりますが、4月1日から、一律100円となります。

なお、窓口での交付につきましては、従来通りの交付手数料に変更はございません。

市民周知につきましては、事前に広報誌等でお知らせしているところですが、庁舎内窓口や公共施設等にポスターを掲示するほか、地域FM放送を活用するなど、様々な機会に市民に周知し、コンビニ交付サービスの利用を促してまいります。

4点目は、「**収納窓口キャッシュレス決済の拡大**」についてであります。

キャッシュレス化事業についてですが、「**恵庭市デジタル推進化計画**」の一環として、昨年4月から市民課、債権管理課の各種証明手数料を対象として、窓口支払いのキャッシュレス化を実施してきましたが、令和6年3月1日からは、会計課収納窓口で収納する公金の一部手数料においても、キャッシュレス化を導入したところであります。

キャッシュレス化導入窓口は、市民課、債権管理課及び会計課収納窓口の3課の窓口となり、使用できるキャッシュレスサービスは、クレジット全5種、電子マネー全13種、コード決済全16種と、幅広いサービス利用が可能となっております。

5点目は、「**介護保険料の改定**」についてであります。

令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とする「**第9期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画**」の策定により、この計画期間中の介護保険料が改定となります。

改定内容は、現行計画では、保険料区分を10段階の区分で設定し、所得400万円以上の方を一括して第10段階としているものを、新計画では、国の定めにより、この第10段階をさらに区分し、13段階と多段階化いたしました。

これにより、新設となる第11段階から第13段階は、介護保険料が増額となります。しかしながら、所得が0円から520万円未満の方の保険料区分については、これまでと同様、据え置きといたします。

新計画の介護保険料の設定につきましては、低所得者に配慮した所得基準を維持し、また、物価高騰等の社会情勢による影響などにも配慮いたしました。

今後も、市民の負担軽減に努めて参ります。

6点目は、「**「恵庭市ケアラー支援条例」及び「恵庭市ケアラー支援推進計画」の策定**」についてであります。

高齢化の進展に伴い、介護ニーズが高くなることから、ヤングケアラーを含むケアラーも増加することが予想されております。

このため、本市におきましては、ヤングケアラーを含む全てのケアラーとその周りの全ての方が、自分らしく、いきいきと安心して生活できる社会の実現を目指し、社会全体でケアラー及びヤングケアラーを支えるため、「恵庭市ケアラー支援条例」及び「恵庭市ケアラー支援推進計画」を策定し、支援を推進して参ります。

7点目は、「**市民プールの今後の運用**」についてであります。

本市における市民プールにつきましては、「恵庭市公共施設等総合管理計画」において、令和4年3月より市内8か所の市民プールのうち、恵庭・島松・若草・和光・恵み野旭の5か所の市民プールを継続管理し、柏・東恵庭・恵み野の3か所の市民プールについては、休止のうえ、廃止の方向性について検討して参りました。

今後については、児童数が減少していくことを想定しながら、道内各市の状況や、プールの維持管理に係るコスト等を勘案し、市内の恵庭・恵み野・島松の3つの地区ごとに市民プールを運営していくという考えのもとに、現在稼働中の5つの市民プールの運用を存続し、休止中の3つのプールについては、令和5年度末をもって廃止することといたしました。

今後におきましても、廃止する3つの市民プールがある小学校に通う児童の水泳授業を民間施設にて実施するとともに、夏休み期間中のプール利用につきましては、最寄りの市民プールへのバスによる移動支援に取り組むほか、今年度から開始いたしました、千歳市温水プールにおける千歳市民料金での恵庭市民の利用を継続実施しながら、市民の水泳機会の確保に努めて参ります。

8点目は、「**産後ケア事業（日帰り型・訪問型）の実施**」についてであります。

産後まもない母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的に、令和2年度から、3か所の助産所に委託し、宿泊型の産後ケア事業を実施しておりますが、札幌までの移動やきょうだいの預かりの調整など、宿泊型の利用は難しいなどの声もあるため、利用する産婦の方にとって、さらに利用しやすい事業とするため、新年度より新たに「日帰り型」、「訪問型」を実施いたします。

「日帰り型」は、助産所で、日中の時間帯に、産婦の休養や授乳などの育児サポートや助言などを助産師から受けられる事業であり、「訪問型」は、助産所の助産師が、産婦の自宅に訪問し、同様のサービスを受けることができる事業であります。

対象者は、宿泊型と同様に、出産後5か月までの産婦とその乳児としており、利用回数は、合わせて7回以内としております。

産後ケアの実施場所ではありますが、「日帰り型」及び「訪問型」につきましては、新たに千歳市内の助産所においても利用いただけるよう、準備を進めているところであります。

9点目は、「令和6年度恵庭市行政組織機構」についてであります。

まず、組織機構の見直しにつきましては、従前より、「現行の機構・ポストを基礎とし、現有の職員数の範囲内でヒアリングの要望に対応していくこと」を前提条件としております。

つぎに、組織機構の主な見直しの内容についてご説明いたします。

総務部につきましては、基地防災課に防災と基地調整の体制を強化するため、特命参与を任期付き職員として再配置しました。

生活環境部につきましては、地域担当制を強化するため、恵み野出張所長を配置しました。また、戸籍法改正に対応するため、戸籍担当主幹を設置しました。

保健福祉部につきましては、新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種が令和5年度末で終了するため、新型コロナウイルスワクチン対策接種室を廃止し、業務は保健課と統合いたします。

教育部につきましては、学校との更なる連携を図るため、教育総務課主幹を配置しました。

消防につきましては、火災予防体制を強化するため、防火推進課を2課長体制としました。また、令和7年度から札幌圏通信指令業務が開始されることから、救急指令課を救急課に名称変更しました。

以上で、私からの発表は終わらせていただきます。

引き続き、教育長からの発表があります。

【教育長からの発表】

私からは、初めに「小・中学校における夏季休業の延長」についてご説明いたします。

延長の理由としましては、昨今の夏季における暑さ対策によるものであります。

延長する期間につきましては、夏季休業・秋季休業・冬季休業の合計の期間を50日以内から56日以内とするとともに、令和6年度におきましては、令和5年度と比較して、夏季休業を7日間延長、秋季休業を1日・冬季休業を3日間減とするもので

あります。これにより、令和6年度における夏季休業・秋季休業・冬季休業の合計日数は53日間となります。

続いて、「**恵庭中学校「学びの通級指導教室」新規開設**」についてであります。

市教委では、通常の学級に在籍している軽度の障がいのある児童に対して、障がいに応じた特別の指導を行う「通級指導教室」を開設しております。

現在、恵み野小学校に「ことばの通級指導教室」1か所を開設しているほか、柏小学校、和光小学校、恵庭小学校の3小学校に「学びの通級指導教室」を開設しております。

令和6年4月からは、恵庭中学校に「学びの通級指導教室」を新規開設することとなりましたのでご報告いたします。

なお、市内で中学校に開設するのは、初めてとなります。

当面の間は、恵庭中学校に通う自校生徒のみを対象とし、本年度学びの通級指導教室を利用している6年生のうち、恵庭中学校への進学を予定している児童および現在恵庭中学校1年、2年の生徒を中心に案内を行っていく予定です。

続いて、「**西島松5遺跡出土品の重要文化財指定**」についてであります。

3月15日に国の文化審議会から文部科学大臣に対し、恵庭市埋蔵文化財整理室で収蔵する「西島松5遺跡出土品」を重要文化財に指定することについて答申がなされました。今後正式に指定されますと、恵庭市では「カリンバ遺跡墓坑出土品」に次いで2つ目の重要文化財が誕生することとなり、大変喜ばしく受け止めております。

また、西島松5遺跡を発掘調査していただきました公益財団法人北海道埋蔵文化財センターをはじめ、多くの関係者の皆様に感謝するとともに、心よりお礼を申し上げます。

これらの出土品は平成12年度に柏木川河川改修工事に先立ち行われた発掘調査により発見された刀などの金属製品や土器などの副葬品で、7世紀から9世紀にかけての擦文（さつもん）時代前半のお墓から発見されたものであります。

このような副葬品が、恵庭と東北北部や近畿地方との交流や関係性を推定する上で欠かせない考古学資料として評価されたことを改めて喜ばしく思います。

今後はこれらの文化財をしっかりと保護しながら、教育・学習や観光の資源として活用して参りたいと考えております。

以上であります。

●質疑応答

発表項目について

(記者) 学びの通級指導教室について、現在開設中の小学校3校は学区外の子どもも対象か。また、4月に開設される恵庭中学校については学区内の生徒が対象か。

(課長) そのとおり。

(記者) 管内中学校の通級指導教室の開設状況は。

(教育長) 石狩市で1校。札幌市では数カ所、学区外でも対応していたと記憶している。

(記者) 恵庭市では学区内のみを対象とした理由は。

(教育長) 中学生になると思春期でもあり、制服の違いなどを気にして行きたくないといったことも想定される。まずは学区内を対象に開始し、要望などがあれば対応を考えたい。

(記者) 教室の名前は決まっているのか。

(教育長) 名前を付ける、付けないを含めて検討中。

(記者) ケアラー条例について、他の自治体にはない特徴などはあるか。

(市長) 道内の市では初めてのケアラー条例制定となる。条例の制定と計画の作成を同時に行なっているのが特徴。策定には関係団体による検討委員会によって2年間かけて検討を進めてきており、その間、シンポジウムも開催した。

その他について

(記者) 2023年度の総括、2024年度の所信を聞かせて欲しい。

(市長) 2023年は変動要素が多い年だったという印象。市を取り巻く環境は変化してきており、千歳市のラピダスは9月には工場着工、2026年には試作品を提供できる状況となっている。北広島市のエスコンフィールドには、約350万人が来場。このような近隣の変化に対してどう対応していくのかを感じた1年だった。

このような変化に対応するため、2024年度予算では市街地の拡大などを調査する予算を編成。調査結果によって、さらなる準備を進めたい。

以 上